

## ○居住体験住宅利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、居住体験住宅の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用申請及び承諾)

第2条 居住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の利用の承諾を受けようとする者は、利用を開始する日の1ヶ月前から1ヶ月前までの間に居住体験住宅利用申請書（以下「申請書」という。）及び一時使用目的による建物賃貸借契約に関する合意書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときはこれを承諾し、居住体験住宅利用承諾書（以下「使用承諾書」という。）を申請者に通知するものとする。この場合において、施設の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付するものとする。

3 前項に規定する利用承諾書の通知をもって、会長と利用者との間において、申請書に記載した利用目的及び理由に供するための住宅として、借地借家法の適用を受けない一時的に利用する目的の賃貸借契約に合意したものとみなす。

4 会長は、前第2項に規定する審査により、申請者が不適當と認めるときは、居住体験住宅利用不承諾通知書により申請者に通知するものとする。

### (利用期間等)

第3条 体験施設の利用期間は、原則1泊以上30泊以内で、利用承諾書に明記した利用承諾期間とする。

2 会長は、体験住宅の利用の承諾を受けた者が利用承諾書に明記された利用開始日に使用を開始しないときは、当該利用承諾を取り消すことができる。

### (家賃)

第4条 家賃には、光熱水費（電気、ガス、上下水道料金）を含めるものとする。

2 家賃の納付は、指定された期限までにしなければならない。

3 利用終了時において、あらかじめ会長が定める光熱水費の使用量を超過した場合は、超過した光熱水費を指定された期限までに納付しなければならない。

### (終了報告)

第5条 利用者は、体験住宅の利用終了時に居住体験住宅利用終了報告書を会長に提出しなければならない。

### (利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、体験住宅の利用開始時に、会長から体験施設の鍵を受け取り、当該体験施設を利用するものとする。この場合において、利用者は次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）留守及び就寝時に施錠する等体験住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告すること。

- (2) 火気の取扱いに注意し、体験施設内は禁煙とすること。
- (3) 備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、法令その他決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験住宅の利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は、会長が処分できるものとし、利用者は、当該処分に対し異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(禁止行為)

第7条 利用者は、体験住宅において次に定める行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (7) 体験住宅内及び体験住宅の敷地内で動物を飼育すること（身体障害者補助犬等で会長の承諾を得た場合を除く。）。
- (8) 体験住宅の用途を変更すること。
- (9) 体験住宅の増改築、移転、改造又は模様替えをすること。
- (10) 会長の承諾を得ずに体験住宅の敷地内に工作物を設置すること。
- (11) 既存の体験住宅の鍵以外の鍵を設置し、又は体験住宅の鍵の複製物を作成すること。
- (12) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (13) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用承諾の取消し)

第8条 会長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、利用の承諾を取り消し、あいら居住体験住宅利用承諾取消通知書により利用者に通知するものとする。

- (1) 第6条に規定する遵守義務
- (2) 第7条に規定する禁止行為
- (3) 第12条に規定する損害賠償義務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用承諾書に規定する利用者の義務

2 会長は、利用者が体験住宅を、体験住宅の利用目的を逸して利用していることが明らかとなった場合においては、何ら催告も要せずして、利用の承諾を取り消すことができる。

(明渡し)

第9条 利用者は、利用期間が終了する日まで（第8条の規定に基づき、利用承諾が取り消された場合にあっては、直ち）に体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は明渡し時までに体験住宅の清掃を行い、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、当該体験住宅を原状回復した上で、当該体験住宅の鍵を会長に返却しなければならない。

2 利用者は、前項前段に規定する明渡しを行うときには、明渡し日時を事前に会長に通知しなければならない。

3 会長は、第1項の規定に基づき、利用者が行う原状回復の内容及び方法について、明渡しを行う前において利用者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 会長は、体験施設の防火、火災の延焼、構造の安全その他の体験住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾を得ずに体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに会長に居住体験住宅破損（汚損・滅失）届を提出し、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者が前項に基づく義務を履行しないときは、会長は、利用者に代わってこれを執行し、それに要した費用を利用者から徴収する。

(事故免責)

第13条 会長は、体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅又は体験住宅周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。